

- こうした方向性を踏まえ、市町村は、管内の各地域包括支援センターが必要とする人材を確保することができるよう、人材の育成に取り組む必要があり、県においては、あいち介護予防支援センターの研修により職員の資質の向上に努める必要がある。
- また、市町村担当部局においても、保健師や社会福祉士など地域の保健・医療・福祉に精通した人材を確保するとともに、継続的なシステムの実現に向け、専門知識を有する職員の育成や、適切な人事ローテーションに配慮する必要がある。

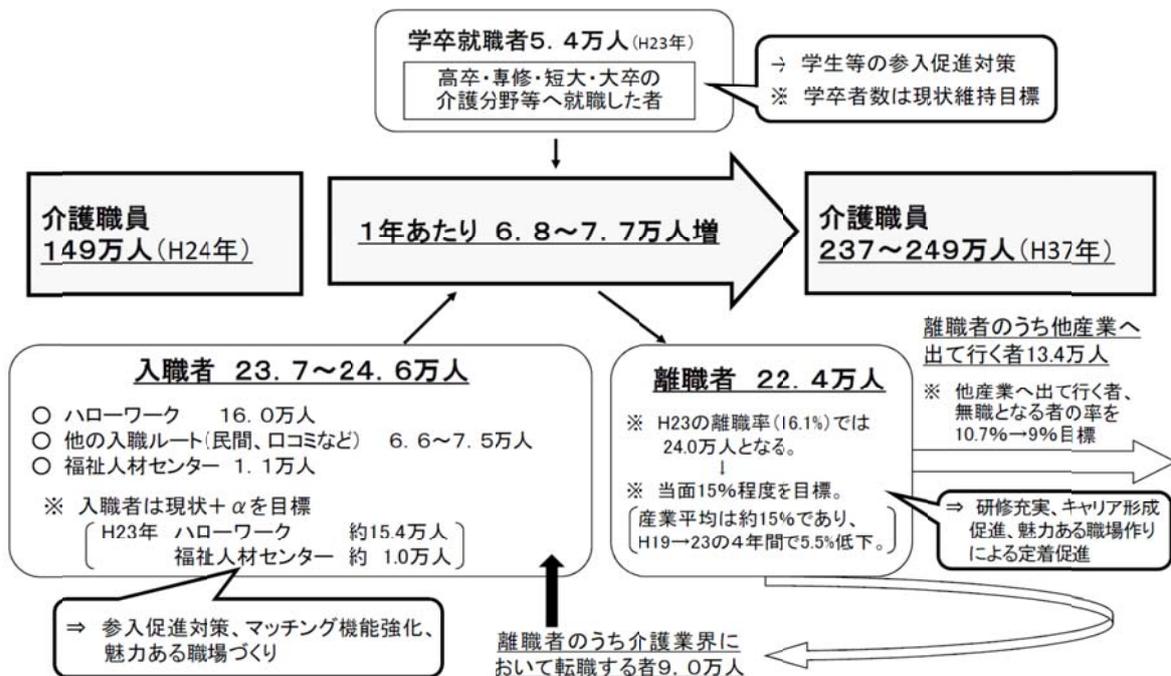
## (2) 介護・看護人材

- 介護人材や看護人材等、サービスの提供に関わる人材についても確保していく必要がある。

介護人材については、現在（平成24年度）の149万人（全国）から、平成37年度には237～249万人が必要と推計されている。（図18・19）

そのためには、学卒就職者やハローワークなどを通じて新たに入職してくる者を維持・増加させるとともに、離職して他産業へ流出していく者が介護分野に定着するよう、処遇の改善などに取り組む必要がある。

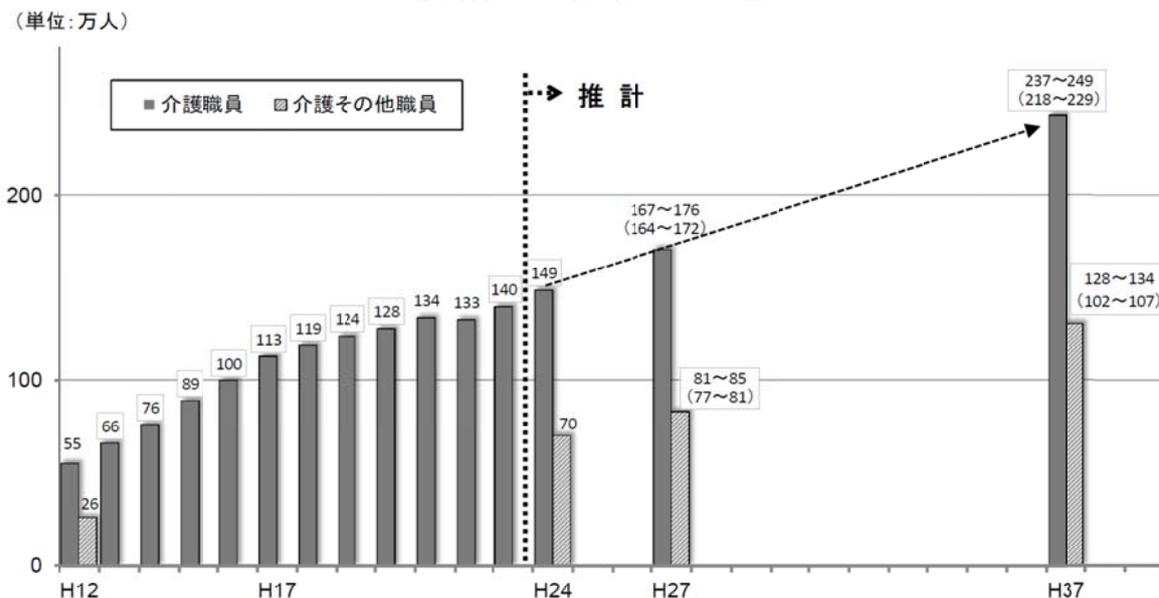
介護人材確保における当面の見通しについて [図18]



資料：厚生労働省

## 介護職員の推移と見通し

[図 19]



【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、「医療・介護に係る長期推計」

(注1) 平成27年度・平成37年度の数は社会保障・税一体改革におけるサービス提供体制改革を前提とした改革シナリオによる。

( )内は現状をそのまま将来に当てはめた現状投影シナリオによる数値。

(注2) 介護その他職員には、介護支援専門員、相談員、OT、PTなどのコメディカル職種等が含まれる。

資料：厚生労働省

- このため、現在、県においては教育現場（高校生、教員等）を対象に福祉・介護分野で働く魅力を伝え、将来の仕事の選択肢の一つとして関心を持ってもらうための社会福祉施設への見学会の開催や、就職希望者に対する介護現場への不安や疑問の解消を図るためのセミナーの開催、潜在的有資格者の職場体験による再就職支援や、大学等への訪問活動・合同面接会による人材と事業所のマッチング、専門相談員の助言・支援による離職防止策を講じているとともに、処遇の改善を始めとした人材確保策に関する国への要請も行っている。
- 今後の方向性として、国においては、4つの視点（①参入の促進、②キャリアパスの確立、③職場環境の整備・改善、④処遇改善）による人材確保策が検討されており、こうした動向を注視しながら、介護保険事業支援計画等において具体策を打ち出していくことが必要である。
- また、看護職員については、平成22年12月に策定された「愛知県看護職員需給見通し（平成23～27年）」によると、その充足率は平成23年の94.0%から平成27年に98.9%と年々向上していくと見込まれている。しかしながら、少子化の進行等により看護師等学校養成所からの新卒者の伸びが期待できない状況になっているため、今後、必要な看護職員数を確保していくためには、県において、離職防止対策及び、資格を持ちながら看護業務に従事していない方の再就業支援を推進する必要がある。

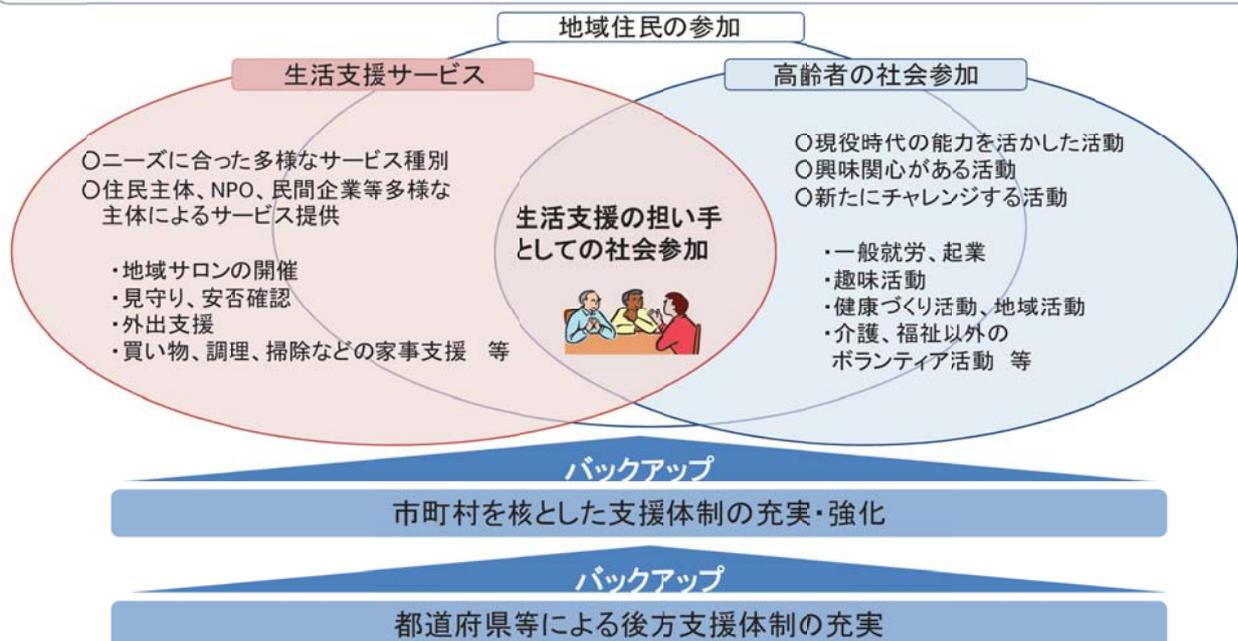
### (3) 元気な高齢者の社会参加

- 地域包括ケアに必要な人材の確保として欠かせないのが、地域の元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍してもらうことである。今後、ひとり暮らしの高齢者等が増加する中で、見守り等ちょっとした支えがあれば地域で暮らし続けることができる人は多く、ボランティア、NPO等多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要となってくる。

そこで、高齢者の社会参加をより一層推進することにより、必要な人材が確保できるとともに、担い手となる元気な高齢者の生きがいや介護予防にもつながっていく。(図 20)

#### 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加 [図 20]

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、見守り・配食等の生活支援の必要性が増加。**ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。**
- 高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、**元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待**される。このように、高齢者が社会的役割をもつことにより、生きがいや介護予防にもつながる。



資料：厚生労働省

#### 4 住まい・住まい方

- 単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加が今後も見込まれる中、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域生活の最も基本的な基盤である高齢者の住まいの確保は今後ますます重要となる。
- 地域包括ケアシステムでいう住まいは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境を意味しており、これが在宅生活を継続する上での土台となるが、この住まいを詳しく表現すると、住まいと住まい方ということになる。それぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、その中で生活支援サービスを利用しながら個人のプライバシーと尊厳が確保された生活（住まい方）が実現されることが望まれる。
- 高齢者の住まいが持ち家の場合、高齢者自身も介護環境の整備に努めることが重要である。手すりやスロープの設置のほか、例えば居室間の壁を取り払うなどの方法により、自宅で介護環境を改善し、より機動的に介護サービスを受けることができるようになる。こうした自助による工夫も重要である。
- 一方、ライフステージに応じた住み替えという選択肢も必要である。自宅や介護保険施設以外の、有料老人ホームなど的高齢者の住まいは26頁の表4のとおりとなっている。このうち、サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリー等の配慮がなされた住まいで一定の生活支援を受けることができれば、地域での継続的な居住が可能になる人も多いことから、平成23年度に創設されたものである。
- このサービス付き高齢者向け住宅は、所得により入居制約を受けることはないが、民間事業者が整備する住宅であるので、家賃やサービス料金なども種々あり、低所得者にとって必ずしも入居しやすい住宅ばかりではない。そこで今後も、所得の低い要介護者が、地域において安心して暮らせるようにするための住まいを確保する必要がある（図21）。

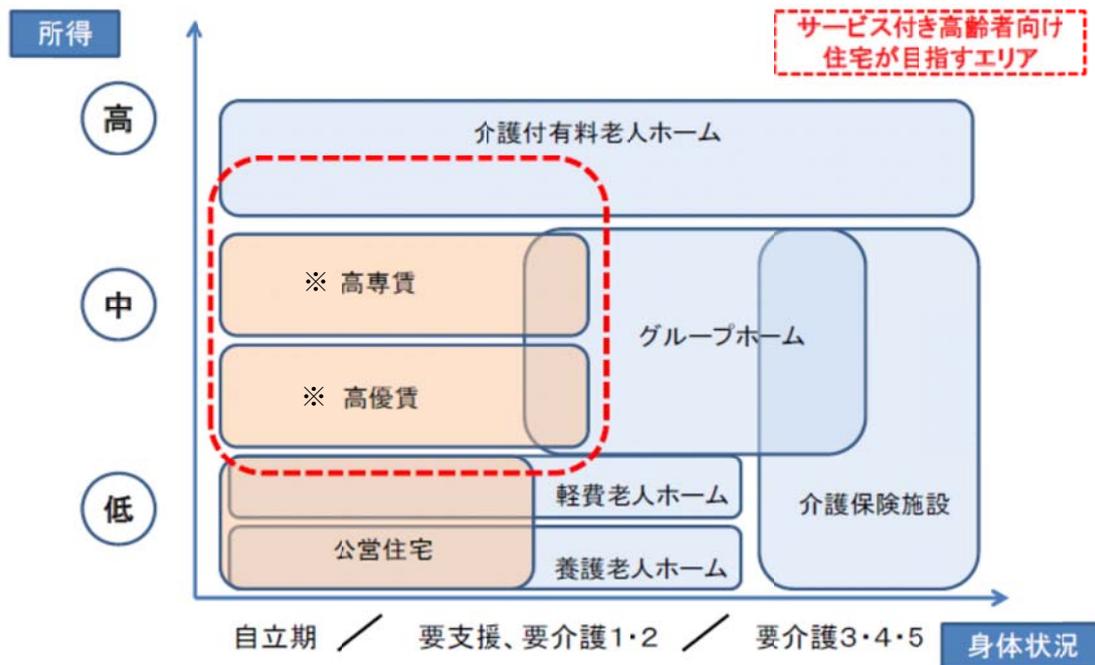
低所得者向けの住宅としては、公営住宅があるが、要介護の高齢者向けとはなっていないことから、住宅部局と福祉部局が連携し、低所得の要介護者向けの公的賃貸住宅の提供を検討することも必要となってくる。

高齢者の住まい〔表 4〕

	①サービス付き 高齢者向け住宅	②有料老人ホーム	③養護老人ホーム	④軽費老人ホーム	⑤認知症高齢者 グループホーム
根拠法	高齢者住まい法第5条	老人福祉法第29条	老人福祉法第20条の4	社会福祉法第65条 老人福祉法第20条の6	老人福祉法第5条の2 第6項
基本的性格	高齢者のための住居	高齢者のための住居	環境的、経済的に困窮 した高齢者の入所施設	低所得高齢者のための 住居	認知症高齢者のための 共同生活住居
定義	高齢者向けの賃貸住宅 又有料老人ホーム、高 齢者を入居させ、状況 把握サービス、生活相 談サービス等の福祉 サービスを提供する住 宅	老人を入居させ、入浴、 排せつ若しくは食事の 介護、食事の提供、洗 濯、掃除等の家事、健 康管理をする事業を行 う施設	入居者を養護し、その 者が自立した生活を営 み、社会的活動に参加 するために必要な指導 及び訓練その他の援助 を行うことを目的とし る施設	無料又は低額な料金で、 老人を入居させ、食事 の提供その他日常生活 上必要な便宜を供与 することを目的とする施 設	入居者について、その 共同生活を営むべき住 居において、入浴、排 せつ、食事等の介護そ 他の日常生活上の世 話及び機能訓練を行う もの
介護保険法上 の類型	なし ※外部サービスを活用	特定施設入居者生活介護 ※外部サービスの活用も可			認知症対応型 共同生活介護
主な設置主体	限定なし (営利法人中心)	限定なし (営利法人中心)	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人 知事許可を受けた法人	限定なし (営利法人中心)
対象者	次のいずれかに該当する 単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受 けている60歳未満の者	老人 ※老人福祉法上、老人 に関する定義がないた め、解釈においては社 会通念による	65歳以上の者であって、 環境上及び経済的理由 により居宅において養 護を受けることが困難 な者	身体機能の低下等により 自立した生活を営むこと について不安であると認 められる者であって、家 族による援助を受けるこ とが困難な60歳以上の者	要介護者/要支援者であ って認知症である者 (その者の認知症の原 因となる疾患が急性の 状態にある者を除く。)
1人当たり面積	25㎡ など	13㎡ (参考値)	10.65㎡	21.6㎡ (単身) 31.9㎡ (夫婦) など	7.43㎡

資料：厚生労働省

住まいと高齢者の所得・身体状況〔図 21〕



※高専賃・高優賃の制度が改正され、サービス付き高齢者向け  
住宅が創設された。

資料：東京大学高齢社会総合研究機構